平成２９年（フ）第５４９９号
東京都江戸川区船堀３丁目９－７　船堀寮
破産者　高井　光子
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５００号
東京都杉並区西荻北２丁目36－９
破産者　中川　淳子
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５１１号
埼玉県志木市本町６丁目26―35
破産者　三石　雄二
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５２５号
東京都港区麻布台１丁目５－６－601
破産者　たっくたっく六本木・六本木お弁当たっくたっく・たっくたっくこと　古谷　勝昭
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５５９号
東京都大田区池上７丁目17―20
破産者　若林　　咲
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５７２号
東京都江戸川区東小松川４丁目７－30　第５ＫＳポート202
破産者　浅倉なおみ
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５７４号
東京都練馬区豊玉上２丁目３－12―501
破産者　高山　徹郎
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５７７号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―909
破産者　白田　裕幸
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６２８号
東京都練馬区下石神井４丁目30－４－103
破産者　日下　邦夫
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２３２号
福岡県大野城市中３丁目９番４－２号
破産者　平川淳一郎
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７１号
福岡県太宰府市水城１丁目17番22号
破産者　黒木　義隆
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７０号
福岡市東区名島２丁目８番21―113号
破産者　上原　健嗣
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０４号
福岡市城南区七隈２丁目９番33号
破産者　波木井　圭
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９１１号
福岡市早良区野芥３丁目27番32―306号
破産者　岩谷　誠祐
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９８１号
福岡市東区御島崎１丁目40番719号
破産者　金岡　文夫（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０号
茨城県ひたちなか市大字津田3211番地１　第２柳橋コーポＤ棟101号
破産者　菅野　　剛
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１２２号
茨城県桜川市曽根526番地１
破産者　古木美枝子
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６１４号
福岡市城南区友丘２丁目10番16―203号、前住所福岡市城南区神松寺３丁目７番29号
破産者　田中　　繁
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７３５号
福岡市博多区千代３丁目18番３－1410号
破産者　下田　淳司
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７６０号
福岡県春日市小倉１丁目82番地１、申立時の住所福岡市東区松田３丁目９番２―206号
破産者　落石　康弘
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５５８号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西２丁目４番22―101号　コムフォート・シティ、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡久山町大字久原3308番地２
破産者　高尾　大輔
1　決定年月日　平成29年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部